

BELS評価 料金表

令和7年4月1日改定
株式会社 技研

単位:円(税込)

審査条件	標準手数料
一戸建ての住宅	49,500

※変更評価料金は上記の1/2

単位:円(税込)

審査条件	標準手数料
共同住宅等	住戸のみ 基本料金+戸当たり料金×住戸数 ・基本料金 110,000 ・戸当たり料金 2,200
	住棟全体 基本料金+戸当たり料金×住戸数+共用部料金 ・基本料金 110,000 ・戸当たり料金 2,200 ・共用部料金 110,000

※評価書の発行には1枚につき1,650円(税込)の発行事務手数料が加算されます。

※変更評価料金は別途見積り

上記表に該当しない場合は、別途お問い合わせ下さい。

注1 再発行が必要な場合は5,500円(税込)／戸がかかります。

【技術的審査料金の徴収方法及び徴収時期】

1.徴収方法

手数料の支払いは、現金、銀行振込、又はクレジットカードによるものとする。

(※振込みによる場合は、弊社指定りそな銀行の口座とする)

但し、当社が掛売として認めた事業者である場合は、月毎の請求書による振込みとする。

2.徴収時期

手数料の徴収時期は、現金による場合は原則として受付時とし、振込みによる場合は申請のあった日より7日以内に弊社へ振り込むものとする。

但し、当社との合意があった場合は、支払いを交付日まで延長することができる。

また、掛売の場合は、双方合意の事項により定めるものとする。

3.減額に関する事項

当社が、合理的と判断する場合、上記手数料を減額することができる。

1)年間の申請件数が一定数を超える場合

2)当社が審査を合理的に省略できると判断できる場合

4.増額に関する事項

1)複合建築物その他、審査上業務に要する時間が想定している時間を超えるものとして当機関が判断した場合(上限額30%)

5. 取り下げる際の留意事項

やむを得ない事由により、申請を取り下げる場合は、取下げ届を提出すること。

手数料については、50%返却することとする。(未審査の場合を除く)